

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第120号

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市青少年科学センター入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「優待券及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に定める場合を除くほか、」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(入場料等の減免)

第3条 条例第4条の規定により入場料等の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第6号様式を削る。

第7号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第6号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(青少年科学センター)